

# 身体的拘束最小化のための指針

公益財団法人淀川勤労者厚生協会附属 西淀病院

高齢者委員会 身体的拘束最小化チーム

## 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

**身体拘束**とは、「本人の行動の自由を制限すること」であり、基本的人権や人間の尊厳を妨げる行為である。そのため、患者または他の患者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。拘束について職員一人ひとりが3つの弊害を理解し、安易に正当化しない。そのためにも拘束廃止に向けて意識を持ち、身体的拘束をしない診療・ケアの提供に努める。

### 【身体的拘束がもたらす3つの弊害】

- ・精神的苦痛（自由を奪われたことへの屈辱感・孤独感・意欲の喪失・認知症の発生や進行など）
- ・身体的弊害（関節の拘縮・筋力低下・褥瘡発生・心肺機能の低下など）
- ・社会的弊害（QOLの低下・新たな医療処置の発生による経済的影響・病院への不信など）

## 2. 基本指針

### 1) 身体的拘束の原則禁止

当院は、患者または他の患者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束の実施を禁止する。

### 2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の要件

患者または他の患者などの生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の3要件をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体的拘束を行うことができる。

- 切迫性**：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと
- 非代替性**：身体的拘束を行う以外に代替する治療・看護の方法がないこと
- 一時性**：身体的拘束が一時的なものであること

## 3. 身体的拘束最小化のための体制

院内に身体拘束最小化チーム（高齢者ケアワーキングが兼ねる以下、「チーム」という。）を設置する。

### 1) チームの構成

チームは医師、介護士、看護師、リハビリテーション技師、薬剤師、事務職員をもって構成する。

### 2) チームの活動内容

- ① 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知する
- ② 身体的拘束最小化のための指針を職員に周知し、活用する。実施状況の把握をふまえ、定期的に当該指針の見直しを行う。
- ③ 鎮静を目的とした薬物の適正使用や身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化についても検討する。

### 3) 職員研修

- ① 定期的な教育研修（年 1 回）実施と記録
- ② 職員への活動報告及び周知

#### 4. 附則

2025 年 6 月 1 日より施行する。